

令和4年12月8日  
厚生労働省大臣官房地方課  
地方厚生局管理室

「医師国家試験事業外11試験事業 民間競争入札実施要項（案）」  
に対する意見募集の結果について

「医師国家試験事業外11試験事業 民間競争入札実施要項（案）」について、令和4年10月6日から令和4年10月12日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、計9件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と、それらに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、とりまとめの都合上、いただいた御意見は、適宜要約しております。

御意見をお寄せいただきました方のご協力に厚く御礼申し上げます。

厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室  
電話：03-5253-1111（内線7270）

## 「医師国家試験事業外11試験事業 民間競争入札実施要項(案)」に対するご意見及びご意見に対する考え方について

番号	項目	頁番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	実施要項(案)の修正内容
1	2(3)④二b) 受験願書受付・審査	9	12月29日から翌年の1月3日までの期間において窓口は開設していたのか。	土日祝日を除くと記載しておりますが、12月29日から翌年の1月3日までの期間においては窓口は開設しておりませんでした。	—
2	2(3)④ホ.a) 会場責任者、試験監督員等の確保及び割付業務	12	「会場の規模・状況に応じて所要の警備員や誘導員を確保すること」については、その記述内容から警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)(以下、「法」という)第2条第2項に定める「人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務」に該当する業務に従事することと同義に解釈することができるものと考えられる。このような場合、主たる受託者は法に基づく警備業の認定許可を受けた事業者でないと受託できないため、この文言を変更いただくか、法第2条第2項に定める「人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務」に該当する業務に従事するため、警備員を設置することを求めるものではなく、専ら試験会場敷地内での案内及び誘導を求めるところであることから、法第4条における「都道府県公安委員会の認定」を受けなければならない等の文言を付加することを検討いただきたい。	当該記載は、受験者が試験場内で迷わずに確実に受験室へ到達し、適切な試験が実施されるようにすることを目的としたもので、文言を修正いたします。	「警備員や」の文言を削除
3	2(3)④ヘ.e) 1) 試験当日の試験場の運営	13	「試験会場入口(原則施設外)にてサーモグラフィカメラによる検温を実施すること」との記載があるが、実施する体制(一か所当たりの必要人数)の明記をご検討いただきたい。	ご意見を踏まえ、参考となる人数を記載いたします。	「(サーモグラフィカメラ1台当たり約2名の人員を配置すること)」を追記
4	2(3)④ヘ.e) 1) 試験当日の試験場の運営	14	「定期的に建物内の巡回を実施し、不審物がないか確認。(特にトイレ)」についても、不審物には一般的に爆発物などの想定がされることから、業務従事に警備業の認定許可を受けた業者であることが考えられる。不審物の内容について意図するところは、参考書や予備校のテキストといった試験問題の回答にあたっての参考資料として、試験時間中に閲覧するという不正行為を行うために残置された資料のことを指し、爆発物といった危険物を指すものではない、等の注釈文言等を付加することをご検討いただきたい。	当該記載は、爆発物といった危険物の排除を目的としたものではありませんので、文言を修正いたします。	「不審物」の前に「参考書等の」を追記
5	6(1)②入札価格点	28	「(1入札価格/予定価格)×入札価格に係る得点配分)」の計算結果について、小数点以下の数値の処理はどのように行うのか。	小数点第四位以下切り捨てとなります。	—
6	別添1「付番号の方法について」	39	付番号方法について、試験によって「同じ学校、若しくは同じ養成施設の生徒を連続した席に配置しない。」との規定を設けているところと設けていないところがあるが、どういった基準で行われているのか。	従前からの取扱いを踏まえて記載しております。	—
7	別紙1「試験実施に当たり使用する備品・消耗品類の例」	41	衛星携帯電話について、今後衛星携帯電話自体の廃止の可能性及び試験会場増により確保が難しい場合を想定し、衛星携帯電話の手配が難しい場合は代替機(例：ハザードトーク等)の手配で可としていただく運用をご検討いただきたい。	災害等発生時に確実に試験会場と厚生労働省とが連絡する手段を確保する趣旨から衛星携帯電話を例示しているものであることから、厚生労働省が認める代替手段が確保できるのであれば、必ずしも衛星携帯電話である必要はございません。	—
8	法律番号の記載について	2.27	・2頁記載の保健師助産師看護師法の法律番号の記載が重複しているので削除した方がよい。 ・27頁記載の法律について、法律番号を記載した方がよい。	・重複箇所について削除いたします。 ・27頁記載の法律の法律番号を記載いたします。	・2頁の重複記載となっている法律番号を削除 ・27頁記載の法律の法律番号を追記
9	文言の統一について	8.10 12.24	・「コンピューター」と「コンピュータ」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・「ヶ月」と「か月」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	それぞれ、「コンピュータ」、「か月」に統一いたします。	・「コンピューター」を「コンピュータ」に修正 ・「ヶ月」を「か月」に修正